

## 消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会 運営要領（案）

令和 4 年 8 月 30 日

有識者懇談会決定

1. 有識者懇談会は、毎回、有識者懇談会構成員の中からモデレーターを選定し、当該モデレーターがその回の司会を担当する。
2. 有識者懇談会は、原則として公開し、オンラインでの一般傍聴を可能とするためライブ配信を行う。
3. 有識者懇談会は、原則として録画し、有識者懇談会の後、1 週間を目途にインターネット上で当該録画を配信する。
4. 有識者懇談会における配布資料は、原則として速やかに公表する。
5. 有識者懇談会の議事録は、速やかに作成し、原則として公表する。
6. 機微な情報が含まれる等の場合であって必要と認められるときは、有識者懇談会の決定により、有識者懇談会や配布資料・議事録の全部又は一部を非公開・非公表とする。
7. この運営要領に定めるもののほか、有識者懇談会に関し必要な事項は、有識者懇談会構成員全員で協議し定める。